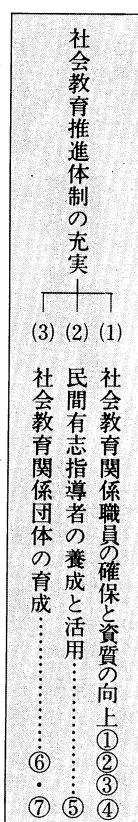


- | |
|---|
| <p>⑦ 婦人教育事業の拡充 婦人教育指導員の資質の向上を図るなどして、婦人教育の充実に努める。</p> |
| <p>⑧ 成人学校等の拡充 地域の実態と成人の学習要求に対応して、成人学校・成人学級、成人大学講座の未開設町村の解消に努めるとともに、学習内容を充実するよう市町村の指導に当たる。</p> |
| <p>⑨ 高齢者教室等の拡充 高齢社会における高齢者教育の重要性について啓発に努めるとともに、高齢者の身体的条件や社会参加活動の範囲等を考慮して、高齢者教室、高齢者講座の開設を促進する。</p> |
| <p>⑩ 高齢化社会に対応した高齢者教育を総合的に推進するため、高齢者生きがい促進総合事業に取り組むよう市町村の指導に当たる。</p> |
| <p>⑪ 第2節 社会教育推進体制 第1項 施策の概要 1 施策の体系</p>  <pre> graph TD A[社会教育推進体制の充実] --> B[社会教育関係職員の確保と資質の向上] A --> C[民間有志指導者の養成と活用] A --> D[社会教育関係団体の育成] B --> E[社会教育関係職員の資質の向上を図るため、専任館長と専任司書の計画的設置を促進する。] C --> F[図るため、専任館長と専任司書の計画的設置を促進する。] D --> G[図るため、研修機会の拡充に努める] E --> H[とともに、国、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。] F --> I[とともに、国、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。] G --> J[ア 各種団体活動に必要な知識・技] </pre> |
| <p>⑫ ① 専任社会教育主事の設置促進 専任社会教育主事の未設置町村の解消に努めるとともに、派遣社会教育主事制度の存続を図り、計画的な派遣を行い、社会教育主事の自主設置を促進する。</p> <p>⑬ ② 公民館長・主事の専任化促進 「公民館の設置及び運営に関する基準」に従って、公民館長の専任化と専任公民館主事の設置を促進する。</p> <p>⑭ ③ 市町村立図書館長・司書の専任化</p> |



- (⑥) 婦人教育事業の拡充
婦人教育指導員の資質の向上を図るなどして、婦人教育の充実に努める。

(⑦) 成人学校等の拡充
地域の実態と成人の学習要求に対応して、成人学校・成人学級、成人大学講座の未開設町村の解消に努めるとともに、学習内容を充実するよう市町村の指導に当たる。

(⑧) 成人教育事業の充実
成人教育の充実を図るために、社会通信教育など個人の学習の機会を拡

充するとともに、各種の学習情報の積極的な提供に努める。

高齢者教室等の拡充

術を習得できるよう各種研修会の充実を図るとともに、研修に関する情報の提供に努める。

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <p>④ 公民館の整備促進</p> <p>イ ブラリーの整備充実を図るとともに、市町村視聴覚ライブラリーのセンターとしての機能の充実に努める。</p> | <p>⑤ 市町村立社会教育施設の整備促進</p> <p>「公民館の設置及び運営に関する基準」を踏まえ、地域における生涯教育の中心施設にふさわしい公民館の整備充実に努めるよう市町村の指導に当たる。</p> | <p>⑥ 市町村立社会教育施設の整備促進</p> <p>促進するとともに、市町村立図書館及び公民館図書館の奉仕活動の充実に努めるよう市町村の指導に当たる。</p> | <p>⑦ 成人団体の育成</p> <p>婦人団体、PTA等の組織の拡充と後継者、指導者の養成に努めるとともに、地域活動の活発化を促進する。</p> |
| <p>① 県立図書館の整備充実</p> <p>情報化社会における県民の多様な学習要求に応えるため、図書館資料や設備等の整備充実を図り、図書館機能の充実に努める。</p> | <p>② 県立少年自然の家の建設推進</p> <p>福島県いわき少年自然の家（仮称）の建設を推進する。</p> | <p>③ 県視聴覚ライブラリーの整備充実</p> <p>情報量の増大や県民の学習要求の多様化に対応するため、県視聴覚ライブラリーの整備充実を図るとともに、市町村視聴覚ライブラリーのセンターとしての機能の充実に努める。</p> | <p>④ 第3節 社会教育施設</p> <p>第1項 施策の概要</p> <p>1 施策の体系</p> <p>2 施策</p> <p>社会教育施設の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県立社会教育施設の整備充実 (2) 市町村立社会教育施設の整備促進 |
| <p>⑤ 市町村立社会教育施設の整備促進</p> <p>促進するとともに、市町村立図書館及び公民館図書館の奉仕活動の充実に努めるよう市町村の指導に当たる。</p> | <p>⑥ 市町村立社会教育施設の整備促進</p> <p>促進するとともに、市町村立図書館及び公民館図書館の奉仕活動の充実に努めるよう市町村の指導に当たる。</p> | <p>⑦ 成人団体の育成</p> <p>婦人団体、PTA等の組織の拡充と後継者、指導者の養成に努めるとともに、地域活動の活発化を促進する。</p> | <p>⑧ 青少年団体の育成</p> <p>イ 各種団体指導者の活用を図るため、社会教育関係機関・団体との連携を密にし、指導者の組織的な活動を促進するとともに指導者の活用に必要な情報・資料の提供に努める。</p> |
| <p>⑨ 青少年団体への加入を促進し、指導者の養成に努める。特に、子ども会の組織拡大と勤労青年の小集団活動の助長に努める。</p> | <p>⑩ 青少年団体への加入を促進し、指導者の養成に努める。特に、子ども会の組織拡大と勤労青年の小集団活動の助長に努める。</p> | <p>⑪ 青少年団体への加入を促進し、指導者の養成に努める。特に、子ども会の組織拡大と勤労青年の小集団活動の助長に努める。</p> | <p>⑫ 青少年団体への加入を促進し、指導者の養成に努める。特に、子ども会の組織拡大と勤労青年の小集団活動の助長に努める。</p> |